平成３０年（フ）第１４１号
神戸市灘区大和町３丁目１番22号　六甲光ハイツ東26号室
破産者　村松　義彦
1　決定年月日　平成30年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１４４号
神戸市長田区寺池町１丁目１番４号
破産者　林　はる美
1　決定年月日　平成30年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２９０号
兵庫県伊丹市西野７丁目３番地１　マイシティ武庫川レックスマンションＡ－910号、事業所住所兵庫県尼崎市塚口町４丁目43番19号
破産者　花きゃべつこと　古川　泰浩
1　決定年月日　平成30年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第６９１号
北九州市八幡西区幸神２丁目７番８号（104号）
破産者　岡山小百合（旧姓末吉・奥野・金子）
1　決定年月日　平成30年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第１３３号
北九州市小倉北区今町１丁目４番14―303号
破産者　新井　竹志
1　決定年月日　平成30年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第１３９号
北九州市八幡西区上の原２丁目２番14―402号
破産者　梶川　　進
1　決定年月日　平成30年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第１４４号
北九州市若松区二島３丁目２番30―502号
破産者　馬場　和久
1　決定年月日　平成30年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第２４１号
沖縄県島尻郡与那原町字東浜78番地の63　シブリングスＭＹＴ東浜　306
破産者　宮田ひとみ
1　決定年月日　平成30年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第３３８号
沖縄県糸満市西崎６丁目３番８－402号　Ｐｉｏａｒｔｅ
破産者　兼久　伸一
1　決定年月日　平成30年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成３０年（フ）第２８号
沖縄県中頭郡北中城村字安谷屋2175番地　マンションＴＡＫＡ402号室（金城方）
破産者　川上　忠雄
1　決定年月日　平成30年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第８６号
青森県三戸郡五戸町大字切谷内字菖蒲川下谷地41番地２
破産者　類家　　隆
1　決定年月日　平成30年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２９年（フ）第１４１号
青森県八戸市売市３丁目10番20号　パレーシャルめぐみＢ203号、前住所青森県八戸市大字市川町字橋向68番地13
破産者　木村　太亮
1　決定年月日　平成30年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２９年（フ）第５２号
宮城県大崎市古川北町５丁目６番35－２号ラ・フォルティ205号、従前の住所宮城県大崎市古川荒谷字新蓑浦195番地２
破産者　伊藤昭太郎
1　決定年月日　平成30年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２９年（フ）第８７号
宮城県栗原市築館薬師４丁目８番３号
破産者　佐藤　惠子
1　決定年月日　平成30年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成３０年（フ）第８号
宮城県大崎市古川福沼１丁目13番５－303号レスターテ’97、従前の住所仙台市青葉区柏木１丁目１番45―901号
破産者　中坂　健一
1　決定年月日　平成30年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成３０年（フ）第１１号
秋田市東通３丁目９番21号　高田ハイツ２号
破産者　髙橋　幸樹
1　決定年月日　平成30年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第８９号
秋田県湯沢市清水町２丁目３番72号　ハイツオオクラＤ号
破産者　村越　直樹
1　決定年月日　平成30年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部